

一時保護状請求手続について

-保護者側の立場から-

2022年11月28日

SBS/AHTを考える家族の会
菅家 英昭

0. はじめに

- 前提：今般の児童福祉法改正により導入された一時保護時の司法審査は、裁判官が事前に子どもと保護者に直接意見聴取をすることなく、また、子どもと保護者に不服申し立てすら認めていない制度となっています。改正法は子どもと保護者の手続保障が確保されておらず、できればさらなる法改正をお願いしたい立場です。
- 今日お話しさせていただくこと：主に今日議論が予定されている論点に対して、不当な一時保護を経験した保護者側の視点から意見を申し上げます。
- 私が経験したケースの詳細については、去年1月の児童相談所における一時保護の手続き等の在り方に関する検討会（第5回）議事録をぜひ参照してください。<https://www.mhlw.go.jp/content/000740660.pdf>

1. 一時保護に際し親権を行う者等に説明する事項等について（1）

- 重要な点：保護者が反論を準備するために必要な説明がなされるかどうか
- 理由：一時保護決定通知書にある「緊急保護」とか「虐待のおそれ」などといった一時保護理由の記載だけでは、保護者側において何が疑われて一時保護されているのか分からず、反論のしようがありません
- 実態：一時保護時の説明と同意の取り方に関する実態調査アンケート（別紙参照）では、子どもが一時保護された経験を持つ保護者の73.8%が一時保護時に「十分な説明を受けていない」と回答

1. 一時保護に際し親権を行う者等に説明する事項等について（2）

- 第三者による適正なチェックは、子どもと保護者側の言い分をきちんと聴取することが大前提

「自分達で決めた方針を自分達だけで見直すことは、誰にとっても容易ではない。この問題について、根本的な解決を図るためには、専門性を有する第三者が児相の見立てや対応方針について適宜チェックし、必要に応じて改善を求めたり、中立的な視点から助言や提案を行なったりすることができる体制を整える必要がある。また、チェックを行う第三者は、児相側の情報のみに依拠して判断を行うのではなく、児童本人や保護者側の言い分もきちんと聴取した上で、一時保護の継続やその間の処遇（保護者との面会の制限等）の妥当性を検討すべきである。」

-明石市「検証報告書～誤認保護事案について～」（2021年3月23日）12頁

2. 親権を行う者等の同意の確認方法について（1）

- 議論の前に：従来から行われている一時保護の延長への同意もしくは施設入所への同意を求める場面において、児童相談所がどのように親権者等から同意を取り付けているかといった実態を調査することが必要ではないでしょうか。
- 問題点：十分な説明を受けられない中で、保護者は児童相談所から不同意にした場合に不利益が生じることを示されたり、ほのめかさりれたりして、しぶしぶ同意をしているケースが少なくないのではないか。
- 私の経験：私のケースでは、長男が一時保護された直後に児童相談所から「*審判で争わず、施設入所に同意するなら面会を許可する*」との説明を受けました（開示された児童記録にもこの発言について記載あり）。私も妻も長男に会えないことには耐えられないため不本意ながら同意せざるを得ませんでした。

2. 親権を行う者等の同意の確認方法について（2）

- 実態：子どもが一時保護の延長または施設入所の同意を求められた保護者のうち、76.9%が「同意を求められた際に、保護者側に不利益になることがあると言われたり、またはそれをほのめかされたことがある」と回答（別紙アンケート参照）
- アンケートに記載された「不利益」の内容については、「不同意だと面会させない」といった親子の面会を条件にするものが多く、「裁判になると家庭復帰が遅くなる」といったものなど多岐にわたります。「電話で同意を求められて、不同意を伝えても、同意したことにされていた」といった話もありました。
- こうした実態を前提にした場合に、児童相談所が一時保護への同意を求めるときに、児童相談所からの不当な影響を受けずに保護者が同意・不同意の判断ができているのか疑問です。

2. 親権を行う者等の同意の確認方法について（3）

- 意見：保護者等への一時保護への同意は「書面」で取ることが必要とすべき。（仮に口頭での同意を例外的に認めるとしても、その条件について具体的に明確に定めておくべき）
- 同意を求める際には、保護者が「不同意にしたことをもって面会や親子分離の期間、その他の対応で一切の不利益扱いは受けないこと」を書面及び口頭で、児童相談所から保護者側に事前に明確に伝える運用にすべきです。（こうした内容を、一時保護決定通知書にも付記しておくことは最低限しておいていただきたい）

3. 親権を行う者等の意見を裁判官へ伝達する手法等について（1）

- 前提：児童相談所側が保護者側の言い分を公平・正確に児童記録等に反映していないと考える保護者が少なくない。
- 実態：児童相談所が作成した児童記録等を閲覧した保護者の93.8%が「児童相談所が作成した記録に保護者等の主張が正確に反映されていない」と回答。（別紙アンケート参照）
- 私の経験：情報開示請求により一部開示された児童記録には、一時保護後に初めて親子面会が許された場面について、児童相談所職員が以下のように記載していました。

「母は本児を見るなり嗚呼、号泣。（乳児院事務所まで響き渡るほど）」

「かわいいな～を大音量で繰り返し続ける」

⇒突然大けがを負った乳児の長男と引き離された後、初めての面会で思わず大きな声を出して泣いている母親について、こうした記録を取ることが「客観的」「正確な」記載といえるのでしょうか？

3. 親権を行う者等の意見を裁判官へ伝達する手法等について（2）

- 意見：親権者等の意見を裁判官へ伝えるには、基本的に、保護者等が作成した意見書等をそのままの形で裁判官に提出される形にすべき。
- 提出媒体について：保護者側から提出する資料媒体には制限をつけずに頂きたい。動画や音声記録の方がより直接的、直感的に事案を正確に把握できる場合もあると考えます。
- 提出方法について：保護者側が「封書」という形で意見を提出することも選択できるようにして頂きたい。児童相談所が保護者側の反論に対して、再反論を記載したうえで一時保護状を請求された場合に、保護者側は再々反論できません。（本改正法で不服申し立ては児童相談所側のみに認められており、保護者側には反論の機会がないことを踏まえるべきです。）また、（保護者が希望する場合は）メールでも提出可能とするなど利便性にも配慮してほしいです。

3. 親権を行う者等の意見を裁判官へ伝達する手法等について（3）

- 提出期限：「一時保護開始日から7日以内まで」に保護者から児童相談所に提出することを基本として頂きたい。
 - 保護者としては、一時保護直後は子どもと突然引き離されたことで動揺しており、また、資料収集という点でも限界があるので、意見を短期間でまとめること自体がそもそも極めて困難な状況です。よって、児童相談所が一時保護状請求書を提出する（と想定される）「一時保護開始から7日以内まで」として頂きたいです。
 - 仮に、児童相談所が「7日以内」より早く一時保護状請求を行う場合は、請求日の3日前までには事前に保護者等に通知するようして頂きたいです。

4. 「一時保護の要件」に関する議論について（1）

- 本作業チーム第2回で「主な意見」として以下の意見があったと資料に記載されています。

「起きる可能性のあるものはすべて網羅できるような要件にしておかないと、裁判所での審査時に却下される可能性が生じるため、適切な要件とする必要がある」

- このような意見を前提に要件が定められた場合に、いったい裁判所は何をチェックするのでしょうか。保護者側からすると、チェックを受ける児童相談所の関係者だけの議論で（チェックの）ルールを定めようとしているようにしか思えません。
- こうした議論は従来行われている一時保護が全て適正、適切であることを前提としているのではないのでしょうか。現行の一時保護の中にも適正に行われていない一時保護があることを前提にした議論がなされるべきです。まずは、現行の一時保護における事例（在宅調査でも十分なのに、不要な一時保護を行っていた事例がどれくらいあるか等）とその原因を洗い出す作業が必要ではないのでしょうか。

4. 「一時保護の要件」に関する議論について（2）

- 他にも、曖昧かつ広範に適用されることが懸念される議論がなされており不安。
 - たとえば、第3回・資料2の「内閣府令で定める場合」のイメージ⑤について。「家庭における生活が困難になるおそれ」「その他児童の養育に関して課題がある場合」という要件は、一時保護という強大な人権制約を伴う処分の要件としてはあまりに広すぎると言わざるを得ません。虐待かどうかとは離れて、養育に何らかの課題を抱える家庭は少なくないはずで、こうした要件で一時保護が認められるのでは、安心して育児をすることがおよそ困難になるのではないのでしょうか。

5. 「事前請求」について

- 改正法から想定される実務は、「原則事後請求」といえます。
- 本来は身体拘束を行う一時保護の前に裁判所のチェックを受けるのが改正法（条約）の趣旨です。事前請求が第一に求められるケースがあるのではないのでしょうか。
- 私の経験：私の長男（当時生後7か月）は、転倒事故から2か月以上入院。退院予定日に一時保護されました。入院中は私と妻は毎日看病に通っていて、面会の制限もありませんでした。その間の観察により、連れ去りの危険もないことが明らかかなケースだと考えます。
⇒突然一時保護して引き離して、居場所も教えないといった対応を取る必要があったのか疑問です。こうしたケース等では、事前に一時保護状請求の方針を保護者側に伝えて、保護者側の意見を述べる機会（時間）をしっかりと確保していただいたうえで、事前請求が求められるケースとして整理すべきではないのでしょうか。

6. おわりに

- 今一度、一時保護時点で司法審査が導入される趣旨（条約の趣旨）に立ち返った議論をお願いします！
- 制度の趣旨は、一時保護という子どもに対する身体拘束と保護者の親権制限を伴う極めて重大な人権制約であるからこそ、一時保護が適正に行われているか裁判所がチェックするためだったはずではないでしょうか。